

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則をここに公布する。  
令和三年七月十三日

秋田県知事 佐竹敬久

#### 秋田県規則第四十七号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、過疎地域における県税の課税免除に関する条例（令和三年秋田県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第二条第一項各号の額の計算方法)

第二条 条例第二条第一項第一号の当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額及び同項第二号の当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。

一 その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合

当該法人に対して課する事業税の課税標準となるべき当該各事業年度に係る所得金額

× 当該取得等をした特別償却設備に係る固定資産の価額

× 当該特別償却設備の取得等をした者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造業用、情報サービス業等用、農林水産物等販売業用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額）

二 前号に掲げる場合以外の場合

当該法人又は個人に対して課する事業税の課税標準となるべき当該各事業年度又は当該各年に係る所得金額

× 当該取得等をした特別償却設備に係る従業者の数

× 当該特別償却設備の取得等をした者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数

2 鉄道事業又は軌道事業（以下この項及び次項において「鉄道事業」という。）とこれらの事業以外の事業を併せて行う法人については、当該鉄道事業以外の事業に係る部分について前項の規定を適用する。

3 第一項第一号の固定資産の価額、同項第二号の従業者の数及び前項の鉄道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第十一項及び第十二項並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

(条例第三条の家屋の範囲)

第三条 条例第三条の特別償却設備である家屋で規則で定めるものは、租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第六条の三第

十四項及び第二十八条の九第十五項に規定する事業の用に供する建物（当該建物のうちに直接当該事業の用に供しない部分がある場合は、その部分を除く。）とする。

（条例第五条第一項の添付書類）

第四条 条例第五条第一項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法人事業税額計算書（様式第一号）
- 二 当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度及びその直前の事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 三 法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）別表十六の減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し
- 四 当該特別償却設備の取得価額を証する書類
- 五 当該特別償却設備に係る従業者の名簿及び県内に有する事務所又は事業所の従業者の名簿
- 六 旅館業の用に供する特別償却設備の取得等をした者にあつては、当該特別償却設備に係る旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条第一項の規定による旅館業の許可を受けたことを証する書類

（条例第五条第二項の申告書等）

第五条 条例第五条第二項の規則で定める申告書は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 当該特別償却設備の取得等をした個人 個人事業税課税免除申告書（製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業用）（様式第二号）
  - 二 畜産業又は水産業を行う個人 個人事業税課税免除申告書（畜産業及び水産業用）（様式第三号）
- 2 前項第一号の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年及びその直前の年の所得に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十七号の確定申告書の写し及び損益計算書
  - 二 前条第四号から第六号までに掲げる書類

（不動産取得税の課税免除に係る添付書類）

第六条 条例第五条第四項の規定により秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号）第七十条第一項の申告書に条例第三条の規定の適用があるべき旨を付記して条例第五条第三項の規定による申告をする場合においては、当該申告書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法人にあつては第四条第三号に掲げる書類、個人にあつては当該家屋の取得価額を証する書類
- 二 取得した家屋の平面図
- 三 土地に係る申告にあつては、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十三条に規定する建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を証する書類

四 第四条第六号に掲げる書類

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定（次項の規定を除く。）は、令和三年四月一日から適用する。  
(過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の廃止)
- 3 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成十二年秋田県規則第百号）は、廃止する。

		事業年度	年月日から 年月日まで	法人名			
法人事業税税額計算書							
区分	所得額 ①	税率 ②	税額 ①×② ③	課税免除 対象所得 金額 ④	課税免除 税額 ④×② ⑤	申告税額 ③ - ⑤	
所得 金 額	年400万円以下 の金額	(ア) 円	円	円 (ア)×A	円	円	
	年400万円を 超え年800万 円以下の金 額	(イ)		円 (イ)×A			
	年800万円を 超える金額	(ウ)		円 (ウ)×A			
	計		/				
	軽減税率不 適用法人の 金額	(エ)			円 (エ)×A		
業種							
資本金又は出資金の額							
取得等をした特別償却設備							
取得等の分類							
特別償却設備の所在地							
<p>(注) 1 ④欄の算式の符号Aは、主たる事業が電気供給業（小売電気事業を除く。）、ガス供給業又は倉庫業の法人にあっては付表中1の比率、その他の法人にあっては付表中2の比率です。</p> <p>2 付表中2の比率が2以上となる場合は、それぞれの比率を乗じて得た額を合算して④欄に記載してください。</p>							

事業税の課税免除額算定の基礎となる課税標準額算定係数（比率）															
1 その行う主たる事業が電気供給業（小売電気事業を除く。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合															
科 目											事業年度			. . . ~ . . .	
当該取得等をした特別償却設備に係る固定資産の価額											①		円		
当該特別償却設備の取得等をした者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業（小売電気事業を除く。）又はガス供給業の法人にあつては、当該固定資産の価額のうち製造業用、情報サービス業等用、農林水産物等販売業用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額）											②		円		
比 率											① / ②		A		
2 1の法人以外の法人の場合															
事 業 年 度											. . . ~ . . .				
取得等の箇所	項 目	月 別											分割基準適用後の事業年度末日の数値		
		月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末		計	
(1)	取得等をした特別償却設備に直接従事する従業者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	①	人
(2)	取得等をした特別償却設備に直接従事する従業者の数													②	
(3)	取得等をした特別償却設備に直接従事する従業者の数													③	
(4)	取得等をした特別償却設備に直接従事する従業者の数													④	
(5)	取得等をした特別償却設備に直接従事する従業者の数													⑤	
県内に有する事務所等の従業者の数													⑥		
比 率 A	取得等の箇所(1)に係るもの											① / ⑥			
	取得等の箇所(2)に係るもの											② / ⑥			
	取得等の箇所(3)に係るもの											③ / ⑥			
	取得等の箇所(4)に係るもの											④ / ⑥			
	取得等の箇所(5)に係るもの											⑤ / ⑥			
(注) 鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業を併せて行う法人については、鉄道事業又は軌道事業以外の事業に係る部分について記載してください。															

様式第2号 個人事業税課税免除申告書（製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業用）（第5条関係）

(A4判)

個人事業税課税免除申告書 (製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業用)																
年 月 日																
(宛先) 秋田県総合県税事務局長																
住 所																
氏 名																
過疎地域における県税の課税免除に関する条例第2条第1項第2号の規定の適用があるべきことを申告します。																
事務所又は事業所の名称				所在地												
製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業に係る所得金額 (ア)				税 率 (イ)		税 額 (ア) × (イ) (ウ)		課税免除対象所得金額 (ア) × A (エ)				課税免除税額 (エ) × (イ) (オ)				
円						円		円				円				
事業を行った期間						. . . ~ . . .										
取得等の箇所	項目	月 別												分割基準適用後の年の末日の数値		
		月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末		計	
(1)	取得等をした特別償却設備に直接従事する従業者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	①	人
(2)	取得等をした特別償却設備に直接従事する従業者の数														②	
(3)	取得等をした特別償却設備に直接従事する従業者の数														③	
(4)	取得等をした特別償却設備に直接従事する従業者の数														④	
(5)	取得等をした特別償却設備に直接従事する従業者の数														⑤	
県内に有する事務所等の従業者の数													⑥			
比 率 A	取得等の箇所(1)に係るもの												①/⑥			
	取得等の箇所(2)に係るもの												②/⑥			
	取得等の箇所(3)に係るもの												③/⑥			
	取得等の箇所(4)に係るもの												④/⑥			
	取得等の箇所(5)に係るもの												⑤/⑥			
(注) 設置の箇所が2以上の場合にあつては、それぞれの比率を乗じて得た額を合算して(エ)欄に記載してください。																
特別償却設備に係る事項																
業種																
取得等をした特別償却設備																

取得等の分類	
特別償却設備の取得額	
特別償却設備を事業の用に供した日	年 月 日

様式第3号 個人事業税課税免除申告書（畜産業及び水産業用）（第5条関係）

(A4判)

個人事業税課税免除申告書（畜産業及び水産業用）						
(宛先) 秋田県総合県税事務所長						年 月 日
住所 氏名						
過疎地域における県税の課税免除に関する条例第2条第2項の規定の適用があるべきことを申告します。						
事業の種類		事務所又は事業所の名称		所在地		
畜産業又は水産業に係る所得金額 ①	円	税率 ②		課税免除税額 ① × ②		円
			③			
本人及び同居する親族			被雇用者			
氏名	続柄	年間労働日数	月	延べ労働日数	月	延べ労働日数
			1		7	
			2		8	
			3		9	
			4		10	
			5		11	
			6		12	
計		④	計		⑤	
比 率		$\frac{④}{④+⑤}$				
(注) 「年間労働日数」欄及び「延べ労働日数」欄には、畜産業又は水産業に従事した労働日数を記載してください。						